

相模原市旅館業法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月12日

相模原市長 本村賢太郎

相模原市条例第69号

相模原市旅館業法施行条例の一部を改正する条例

相模原市旅館業法施行条例(平成15年相模原市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項及び第3条中「及び第3条の3第3項」を「、第3条の3第2項及び第3条の4第3項」に改める。

第5条中「第5条第3号」を「第5条第1項第4号」に改める。

附 則

この条例は、令和5年12月13日から施行する。